

平成 29 年度富士山静岡空港利活用促進地域連携事業実施要領

自治体空港利活用促進委員会において実施する「富士山静岡空港利活用促進地域連携事業」について、以下のとおり定める。

1 事業概要

富士山静岡空港利用促進協議会（以下、協議会という。）は、静岡県内の市町又は団体（以下、事業者という。）が実施する空港利活用促進事業に対し、予算の範囲内において共催し、経費の一部を負担する。

2 対象事業

次のすべてを満たす事業を対象とする。

- ・静岡県内の市町又は団体が主たる主催者（費用負担額が最も大きい者）として実施する事業（市町以外の団体が主たる主催者の場合には、静岡県内の市町の共催又は後援を要する）
- ・富士山静岡空港発着の定期便を利用した就航先との交流拡大を目的とする事業
- ・産業振興事業（地域経済の振興に資する事業）又は文化・スポーツ等振興事業（地域の文化活動やスポーツ活動等の振興に資する活動）

3 事業共催（事業費負担）の要件・対象など

事業主体(負担金の交付を受ける事業実施主体)	同一事業主体への負担金の交付回数	対象経費	負担率	限度額
静岡県内の市町	同一年度内 1 回を限度。 ただし、訪問及び受入の相互交流事業を行う場合にあっては、同一年度内で各 1 回（計 2 回）を限度とする。	富士山静岡空港を発着する定期便に係る航空運賃、空港施設使用料（乗継便に係る航空運賃、空港施設使用料を含む）及び宿泊費	対象経費の 1/3 以内	30 万円。 交流提携等の締結に係る事業の場合は 50 万円。 ただし、負担金額は、主たる主催者の費用負担額未満とする。
次のいずれかに該当する静岡県内の団体（教育機関は除く） ・農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、商工会議所等の産業経済団体 ・文化及びスポーツの振興を目的とする団体 ・富士山静岡空港の利用促進を目的とする団体 ・観光振興を目的とする団体 ・その他会長が認める団体	同一年度内 1 回を限度。 ただし、訪問及び受入の相互交流事業を行う場合にあっては、同一年度内で各 1 回（計 2 回）を限度とする。	富士山静岡空港を発着する定期便に係る航空運賃、空港施設使用料（乗継便に係る航空運賃、空港施設使用料を含む）及び宿泊費（市町職員の分を除く）	対象経費の 1/3 以内	30 万円。 新規団体（平成 28 年度以前の本事業の実施歴がない団体）の場合は 40 万円。 ただし、負担金額は、主たる主催者の費用負担額未満とする。

4 事業共催の申請

事業者は、事業開始の30日前までに、所在市町を経由して様式1により協議会へ申請する。

5 事業共催の決定

協議会に提出された申請について、事務局の審査の結果、共催の要件を満たすと認められる場合には、申請者へ共催決定の旨を通知する。

6 実績報告

事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、所在市町を経由して実績報告書（様式2）を事務局へ提出する。

7 負担金の支払い

事務局は、対象経費にかかる領収書類等を確認の上、負担する経費を事業者又は債権者に支払う。ただし、債権者への支払は、事業者が市町の場合に限る。

平成29年4月1日

富士山静岡空港利用促進協議会

手続きの流れ

- 1 事業者は、申請書を作成し、所在の市町へ提出
- 2 市町は、申請書を県担当課へ提出（事業開始の30日前までに）
- 3 協議会は、事務局での審査を経て、共催決定通知を市町へ送付
- 4 市町は、事業者へ共催決定通知を送付

～事業実施～

◎ 事業者への支払いの場合

- 5 事業者は、対象経費にかかる領収書類等を添えて、実績報告書を市町へ提出
- 6 市町は、実績報告書を県へ提出（事業完了から30日後または3月31日のいずれか早い日まで）
- 7 協議会は、実績報告書を確認し、負担金額確定通知を市町へ送付
- 8 市町は、事業実施者へ負担金額確定通知を送付
- 9 事業者は、協議会へ請求書を提出
- 10 協議会は、負担金を支出

◎ 債権者への支払いの場合（事業者が市町の場合に限る）

- 5 市町は、実績報告書を県へ提出（事業完了から30日後または3月31日のいずれか早い日まで）
- 6 協議会は、実績報告書を確認し、負担金額確定通知を市町へ送付
- 7 債権者は、請求書を協議会へ提出
- 8 協議会は、負担金を債権者へ支出

活用事業例

1 産業振興支援

- ① 商談会への参加
- ② 視察団の派遣
- ③ ファムトリップの受入
- ④ 就航先経済団体視察等の受入
- ⑤ 展示会・商談会等への就航先団体の招聘

2 文化・スポーツ等振興支援

- ① 県内で実施するイベント等への就航先団体の招聘
- ② 合宿の実施
- ③ 姉妹都市交流